

八戸港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 北東北の物流の拠点かつ工業・産業拠点である八戸港において、脱炭素に配慮した港湾の高度化を通じてカーボンニュートラルポート（以下「CNP」という）を形成し、脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾関係者で構成する港湾法第 50 条の 3 第 1 項の規定に基づく法定協議会「八戸港港湾脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という）を設置し、八戸港港湾脱炭素化推進計画の作成進捗管理、目標達成状況の評価及び変更に必要な検討を行う。

(構成)

第 2 条 協議会は別表に掲げる構成員、オブザーバー及び事務局（以下「構成員等」という）をもって構成する。

- 2 構成員等の追加・変更等は事務局が決定する。
- 3 協議会は、必要に応じて外部の者の出席を求めることができる。

(座長の任命等)

第 3 条 協議会には座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、構成員の承認により定める。
- 3 副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 5 座長が事故等によりその職務を執行できない場合は、副座長がその職務を代行する。
- 6 座長及び副座長の任期は 2 年間とする。

(協議会の運営)

第 4 条 協議会の運営は、以下各号によるものとする。

- 一 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。
- 二 議事次第は、会議終了後に公開する。
- 三 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 四 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(ワーキンググループ)

第 5 条 協議会において検討する事項に関し、事前に実務上の検討するため、協議会にワーキンググループ（以下「WG」という）を置く。

2 WG は、構成員等と各テーマに応じて協議会が招集した外部の者で組織する。

3 WG は配付資料を含め原則非公開とし、WG で検討した結果については、協議会に報告する。

(秘密保持)

第 6 条 協議会の構成員等及び構成員等により招集された外部の者は、協議会で知り得た情報（第 4 条の規定により公開された議事次第、配付資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第 7 条 協議会の事務局は、青森県県土整備部港湾空港課及び三八地域県民局地域整備部八戸港管理所に置き、協議会の庶務を行う。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 12 月 13 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 9 月 11 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 1 月 28 日から施行する

構成員

No.	組織名
1	八戸工業高等専門学校 (教授 南 将人)
2	八戸工業大学 (教授 加藤 雅也)
3	青森県トラック協会 (会長在籍：(株)共同物流サービス)
4	青森県石油商業協同組合八戸支部
5	(公財)青森県フェリー埠頭公社 八戸支社
6	ENEOS (株) (ガス事業部)
7	川崎近海汽船(株)八戸支社
8	大平洋金属(株)
9	東京鉄鋼(株)八戸工場
10	東北電力(株)青森支店
11	(株)八戸インテリジェントプラザ
12	八戸港振興協会 (会長在籍：八戸港湾運送(株))
13	八戸製錬(株)
14	八戸セメント(株)
15	三菱製紙(株)八戸工場
16	川崎重工業(株)
17	富士電機(株)
18	(株)IHI
19	NPO法人循環型社会創造ネットワーク
20	(株)大林組

オブザーバー

No.	組織名
20-21	経済産業省 東北経済産業局
21-22	国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局
22-23	国土交通省 東北地方整備局 八戸港湾・空港整備事務所
24	海上保安庁 八戸海上保安部 交通課
23-25	青森県 環境生活部 環境エネルギー部 環境政策課
24-26	青森県 エネルギー総合対策局 環境エネルギー部 エネルギー開発振興課
27	青森県 経済産業部 地域企業支援課
28	八戸市 総合政策部 政策推進課 水素等導入推進プロジェクトチーム
25-29	八戸市 商工労働まちづくり部 商工課
26-30	八戸市 商工労働まちづくり部 産業労政課
27-31	八戸市 市民環境部 環境政策課
28-32	八戸市 建設部 港湾河川課

事務局

No.	組織名
29-33	青森県 県土整備部 港湾空港課
30-34	青森県 三八地域県民局 地域整備部 八戸港管理所